



平 監 発 第 6 号
令和6年4月25日

小平市長 小 林 洋 子 殿

小平市監査委員 岡 村 健 司
小平市監査委員 虻 川 浩
(公印省略)

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

定期監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

議会事務局、企画政策部財政課、公共施設マネジメント課及び関係課において令和5年4月1日から令和5年12月31日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

監査にあたっては、小平市監査基準に準拠し、監査の対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか、以下の着眼点により実施した。

- (1) 予算の執行状況は適正か。
- (2) 予算流用、予備費充用の手続き及び時期は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産（公有財産、物品等、債権等）の管理は適正か。
- (5) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (6) 施設は安全性を考慮して管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策は万全か。
- (7) 事務の執行は、法令等に従い、適正に行われているか。

4 監査の実施内容

上記着眼点を主眼として、関係諸帳簿及び証書類と照合、その他必要と認める方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和6年1月15日から令和6年3月26日まで

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部、改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

以下、項目ごとに述べるとおりである。

【指摘事項】

1 支出事務について

- (1) 小平市議会事務局処務規程及び小平市事案決裁規程に定める決裁権者の決裁がされていないもの (議会事務局)
- (2) 時間外勤務の申請及び命令が漏れているもの (財政課)

【意見・要望事項】

1 検査事務について

- (1) 物品供給契約において納品時に検査を行ったものの、納品書に検査印がないものが複数見受けられた。適正な事務執行を図られたい。(議会事務局)